

## シンポジウム 「台湾総統選挙の四半世紀」

## 台湾の執政制度と総統選挙

松本 充豊

はじめに

第1節 分析の視点

第2節 総統直接選挙の導入と執政制度の変容

第3節 半大統領制と総統候補の選定

第4節 半大統領制と総統選挙の選挙戦略

おわりに

(要約)

本稿は、政治制度としての総統直接選挙に焦点を当て、それと執政制度との関係から「台湾総統選挙の四半世紀」を振り返ったものである。比較政治学の知見を手掛かりに、総統直接選挙（直接公選制）導入の意味、そして現行の執政制度である半大統領制が総統直接選挙にもたらした帰結について検討した。前者では、総統直接選挙の導入が執政制度の性格を大きく変えたこと、具体的には「中華民国憲法」が定めた「疑似的な議院内閣制」を「民選大統領のいる民主主義」の範疇に移行させたことを明らかにした。後者では、台湾の半大統領制が総統直接選挙を特徴づけてきたことが、候補者擁立と選挙戦略における政党の「大統領制化」現象から確認できた。同時に、直轄市長の経験と実績が「有権者うけ」する総統候補の必須条件となりつつあり、「得票最大化」戦略が「台湾アイデンティティ」をめぐる競合となってあらわれる台湾固有の特徴も見出されることを指摘した。

はじめに

1996年の総統直接選挙<sup>1</sup>の実現は、台湾の民主化の到達点であった。総統直接選挙はその後も、台湾の民主政治や対外関係に重大な影響を及ぼす政治イベントであり続けている。政治史や民主化の研究では、総統直接選挙が「なぜ、どのように実現したのか」が明らかにされている（若林 1992、若林 2008、Chu 1992、Lin 1998）。選挙研究では、その結果分析（陳・游・黄 2009、陳主編 2013、陳主編 2018）はもとより、総統直接選挙が「どのような帰結をもたらしたのか」が論じられてきた（小笠原 2019、小笠原 2020）。小笠原（2019）は、民主化の到達点である総統直接選挙は民主化後の起点でもあったと評価し、藍緑二大陣営への再編成、台湾アイデンティティの興隆、中台関係の新たな枠組みの形成という3つの意義を指摘している（小笠原 2019、309-313頁）。そして、何よりも「台湾総統選挙の四半世紀」そのものが、台湾における民主主義の定着を象徴している。台湾では近年、さまざまな角度から総統直接選挙と台湾の民主主義との関係が回顧され、その意義が検証されている（戴主編 2016、李ほか 2018）。

しかしながら、総統直接選挙を（政治イベントではなく）政治制度として捉え、その導入が台湾の執政制度のあり方にどのような影響を与えたのか、またその執政制度がこれまでの総統直接選挙をどう特徴づけてきたのか、を考察したものは多くない（松本 2006、松本 2013）。執政制度とは、民主主義体制における行政部門のトップリーダーの選出方法や、トップリーダーと議会や国民との関係を規定したルールのことで、政治制度のなかでも選挙制度と並ぶ中核的な制度であ

る（建林・曾我・待鳥 2008）。台湾でも民主化後、政治制度が政治学の新たな研究分野として成長してきた。そこでは、総統直接選挙の意義や重要性は認識されているものの、むしろその存在を前提とした現行の執政制度である半大統領制の研究が主流となっている（沈・呉主編 2012、沈・呉主編 2017、呉 2018、陳 2019）。

本稿では、政治制度としての台湾総統選挙に焦点を当て、それと執政制度との関係から「台湾総統選挙の四半世紀」を振り返る。具体的には、総統直接選挙（直接公選制）導入の意味、そして半大統領制という執政制度が総統直接選挙にもたらした帰結について、比較政治学の知見をもとに考察する。まずは、総統直接選挙の導入が執政制度の性格を決定的に変えたこと、すなわち「中華民国憲法」<sup>2</sup>が定めた「疑似的な議院内閣制」（金子 2019）を「民選大統領のいる民主主義」（Samuels and Shugart 2010）の範疇に移行させたことを明らかにする。そして、台湾の半大統領制が総統直接選挙にもたらした帰結として、政党の「大統領制化」<sup>3</sup>（presidentialization）（Samuels and Shugart 2010）と呼ばれる現象が確認できること、また同時に台湾固有の事情を反映した特徴も見いだせることを指摘する。

本稿の構成は、次のとおりである。第1節では、分析の視点を示す。第2節では、まずは執政制度の3つの類型（議院内閣制、大統領制、半大統領制）を手掛かりに、中華民国憲法に規定された執政制度の特徴を分析し、さらに総統直接選挙の導入がその執政制度に与えた影響を検討する。第3節では、主要政党の総統候補の選定、第4章では、主要政党（総統候補）の選挙戦略のそれぞれに焦点を当てて、台湾の総統直接選挙における政党の「大統領制化」を分析する。最後に、本稿での議論を総括する。

## 第1節 分析の視点

本節では、本稿の分析の視点について説明する。第1に、政治制度としての総統直接選挙導入の意味については、執政制度の変容という視点から考察する。

いわゆる民主化の「第3の波」（Huntington 1991）によって、世界には数多くの新興民主主義が誕生した。台湾の民主主義もその1つである。多くの新興民主主義国家では、非民主主義時代の憲法を引き継ぐことなく、新たに（民主的な）憲法が制定された。しかし、台湾はそうではなかった。李登輝が進めた「憲政改革」<sup>4</sup>では中華民国憲法を段階的に改正することで民主化が実現され、その民主化は「中華民国の台湾化」という方向性をともなうものでもあった（若林 2008）。そして、段階的に進められた憲法改正は、憲法の本文には手をつけずに、憲法に追加条文を加えて、その後は追加条文を修正していく方法で進められた（松田 2012、47頁）。

中華民国憲法は西欧型の民主主義の要素を多分に含んだ近代憲法だった<sup>5</sup>。1991年4月の第1回憲法改正では、憲法の一部の条項を凍結させてきた「動員戡乱時期臨時條款」の廃止が決まり、民主的な憲法が息を吹き返した（松本 2006）。その後の段階的な憲法改正の過程は、執政制度の変容の過程でもあった<sup>6</sup>。1994年7月の第3回憲法改正では、直接公選制・相対多数制の導入という総統選挙の選挙制度改革が実現した。それまで国民大会によって間接的に選ばれていた総統

が、台湾の一般有権者による直接投票で選出されることになった。そして1996年3月、台湾で初の総統直接選挙が実施された。翌1997年7月には第4回憲法改正がおこなわれ、それにより台湾の執政制度は現行の半大統領制になったというのが通説的な見解である(呉2018)。

台湾の執政制度研究は、半大統領制の成立を起点とするものが一般的で、それまでの執政制度の変容過程については「半大統領制に向かう」過程(呉2018、216頁)などとして漠然と理解されるにとどまっている。しかし、それは中華民国憲法に規定された執政制度が半大統領制へと変容する過程だったと捉え直すことができる。そこで本稿では、執政制度の類型化(議院内閣制、大統領制、半大統領制)の基準をもとに、その制度設計から中華民国憲法が定めた執政制度の特徴を把握し、総統直接選挙の導入が半大統領制に帰着する執政制度の変容に与えたインパクトを分析することで、その意味を明らかにする。

第2に、台湾の半大統領制が総統直接選挙にもたらした帰結については、サミュエルズとシュガート(2010)による政党の「大統領制化」の議論に依拠して考察を進める。政党の「大統領制化」とは、有権者の直接投票によって大統領が選ばれる大統領制と半大統領制において、政党の組織や戦略がそのリーダーである大統領(および大統領候補)の影響を強く受けるようになる現象のことである。政党リーダー(大統領候補)の選出や選挙戦略が大統領選挙に勝つことを目指したものにシフトし、大統領選挙では選挙に勝てる「有権者うけ」する候補者が擁立され、選挙戦略では「得票最大化」(vote-seeking)を目指す傾向が生まれる(Samuels and Shugart 2010)。

本稿では、「台湾総統選挙の四半世紀」の経験的事実による、政党の「大統領制化」というサミュエルズとシュガートが導き出した理論的予測の検証をとおして、台湾の半大統領制が総統直接選挙をどのように特徴づけたのかを明らかにする。総統直接選挙における候補者選定と選挙戦略という2つの側面から、台湾の半大統領制の下でも政党の「大統領制化」を確認できるのかどうかを検討する。

## 第2節 総統直接選挙の導入と執政制度の変容

### 1. 執政制度の3つの類型

本節では、政治制度としての総統直接選挙の導入が、台湾の執政制度のあり方に与えた影響を分析する。執政制度とは、「民主主義の政治体制において行政部門の活動を統括するトップリーダー、すなわち執政長官をどのように選出し、立法部門である議会や国民とどのような関係の下に置くかについての諸ルール」(建林・曾我・待鳥2008、104頁)のことである。

まずは、執政制度の諸類型の定義をもとに、中華民国憲法に規定された執政制度の特徴について検討する。近年の比較政治学では、執政制度は一般に、議院内閣制(parliamentarism)、大統領制(presidentialism)、そして双方の特徴を兼ね備えた半大統領制(semi-presidentialism)の3つの類型に分類されている(建林・曾我・待鳥2008、粕谷2014)。議院内閣制と大統領制の定義については、研究者の間で見解が分かれる部分もあるが、通常は、執政長官を誰が選ぶのか、そして執政長官が誰に解任されるのか、すなわち執政長官の選出と解任という2つの基準をもとに

定義される<sup>7</sup>。

執政長官の選出方法については、議院内閣制では、執政長官である首相は議会（とくにその下院）によって間接的に選ばれる。それに対し、大統領制の執政長官、すなわち大統領は一般有権者（国民）の直接投票によって選ばれる。執政長官の解任方法については、議院内閣制の首相は、議会に対して責任を負い、その信任に依存しており、議会の不信任決議によっていつでも解任される可能性がある。他方、大統領制における大統領は、一旦選ばれた後は議会によって辞めさせられることはなく、憲法に規定された固定任期（在任年数）を終わりまで全うすることになる<sup>8</sup>。

議院内閣制と大統領制の両方の要素を取り入れたのが半大統領制である。半大統領制では、有権者による直接選挙で選ばれ、固定任期を務める大統領が、憲法上一定の行政権力を有している。それと同時に、大統領の指名にもとづいて議会の多数派によって選ばれ、その信任に依存する首相が存在し、大統領とともに実質的な執政長官として行政権を分担して掌握している<sup>9</sup>。

有権者が直接選挙で選ぶ大統領（民選大統領）の有無によって、3つの類型を「民選大統領のいる民主主義」（大統領制と半大統領制）と、そうではない議院内閣制に分ける見方もある（Samuels and Shugart 2010, pp.4-6）。民選大統領の存在の有無に注目することで、そうした執政制度の違いが政党の組織や行動に大きく影響するという「大統領制化」の議論にもつながっている（後述）。

上記の執政制度の定義は、議院内閣制、大統領制あるいは半大統領制の「純粋な」もの、いわば理念型を示したものである。現存する議院内閣制、大統領制、半大統領制には、当然ながら多様なバリエーションがある。比較政治学における執政制度の議論も、3つの類型を固定的な類型と捉えて比較するのではなく、それぞれの多様性を前提とした詳細な分析を深める方向へと発展している<sup>10</sup>。本稿では、そうした点を承知したうえで、上記の定義をもとに台湾の執政制度の特徴を考察していく。

## 2. 中華民国憲法が定める執政制度

執政制度の選出と解任という2つの基準をもとに、中華民国憲法に規定された執政制度の特徴を考察すると、それが議院内閣制の範疇に含まれることがわかる。

中華民国憲法の規定によると、大統領にあたる国家元首の総統と、首相に相当する行政院長がともに存在する。総統は、全国の陸海空軍を統率し（第36条）、行政院が立法院に対して再議を求める際に裁可する権限をもつ（第57条2項・3項）など、儀礼的、形式的な職権しかもたない大統領であるとはいえない。行政院長は「国家の最高行政機関」（第53条）とされた行政院の長である。したがって、総統と行政院長はいずれも執政長官と見なすことができる。

執政長官の選出方法という基準に照らせば、民選の大統領が存在しないことは明らかである。総統は、総統・副総統を選挙する職権をもつ国民大会によって間接的に選出される（第27条）。国民大会は有権者の直接投票によって選出され、立法院、監察院とともに国会に相当する「中央民意代表機構」の1つに位置づけられていた<sup>11</sup>。つまり、総統は議会によって間接的に選出されるため、この執政制度は「民選大統領のいる民主主義」の範疇にはない。

一方、行政院長も、議院内閣制のように議会によって（議会のなかから）間接的に選ばれるわ

けではない。ただし、立法院は総統が指名する行政院長に対する同意権を行使できるため（第55条）、事実上行政院長の決定権を有している。なお、議院内閣制では議員が首相や閣僚を兼務するが、立法委員の官吏兼任は禁じられている（第75条）。

執政長官の解任方法については、総統は6年<sup>12</sup>という固定任期をもち、重任は1回のみという当選回数制限がある（第47条）。行政院長の解任について、立法院には行政院全体もしくは行政院長に対する不信任決議権は与えられていない。しかし、行政院は立法院に施政方針と施政報告を行う責任があり（第57条1項）、行政院が発議し、総統が裁可した再議案件を、立法院は出席委員の3分の2以上の多数で否決することで、行政院長に原案の受諾か辞任に追い込むことができる（第57条2項および3項）。

こうした点に注目して、金子（2019）は、立法院に不信任決議権はなく、行政院の連帯責任（総辞職）も認められていないものの、立法院には行政院に責任を迫及する手段があり、行政院は立法院の信任の下に置かれていることから、中華民国憲法が定める執政制度を「疑似的ではあるが議院内閣制の枠内に止まり」得るものと評価している（金子2019、209頁）。また、立法院が事実上行政院長を決定できる権限をもつことは、前述のとおりである。

以上の考察から、中華民国憲法が定める執政制度は、議院内閣制の範疇にあることが確認できる。本稿では金子の表現を借用して、それを「疑似的な議院内閣制」（金子2019、214頁）と位置づけておく。

### 3. 総統直接選挙の導入と半大統領制への変容

民主的な中華民国憲法が息を吹き返したとき、その時点での台湾の執政制度は「疑似的な議院内閣制」であった。したがって、本稿でいう執政制度の変容とは、「疑似的な議院内閣制」を起点として半大統領制を到達点とするプロセスだったことになる。この変容過程において導入、実施された総統直接選挙は、台湾に民選総統を誕生させる契機となった。1994年の第3回憲法改正で導入が決まった総統直接選挙は、1996年に初めて実践され、初代民選総統には李登輝が選出された。

これを執政制度の視点から捉えるなら、総統直接選挙という制度の導入は台湾の執政制度の性格を決定的に変えたことになる。すなわち、「疑似的な議院内閣制」だった執政制度を「民選大統領のいる民主主義」の範疇へと移行させたのである。それこそが、政治制度としての総統直接選挙の導入が台湾の執政制度のあり方に与えたインパクトであり、総統直接選挙の導入が執政制度との関係においてもった最大の意味である<sup>13</sup>。

ただし、「民選大統領のいる民主主義」になったとしても、大統領制なのか半大統領制なのか、その帰着先が確定していたわけではなかった。執政制度の変容過程は1997年の第4回憲法改正まで続いた。ここで新たな執政制度が半大統領制に確定した。それは多様性に富んだ半大統領制のなかでも、台湾固有の特徴をもった「台湾型の半大統領制」である。

その制度設計上のポイントは、次のとおりである。有権者の直接投票で選ばれ、4年固定任期を務める総統と、立法院に責任を負う行政院長が、実質的な執政長官として存在している<sup>14</sup>。第

4回憲法改正では、総統による行政院長の任命において、立法院の同意権が削除された。総統が行政院長の決定権を独占することになり、半大統領制の定義にある大統領の権限と比べて、総統の権限は大きくなった。一方、立法院に行政院長不信任権が付与され、総統には立法院の解散権が与えられた。ただし、総統がその解散権を行使できるのは、立法院が行政院長不信任を議決した場合のみである（松本 2010、86-92 頁）<sup>15</sup>。

こうして執政制度の変容過程として民主化の過程を振り返ってみると、総統直接選挙が台湾の民主化の到達点だったことは確かだとしても、その実現は決して必然ではなかったことがわかる。1つの可能性として、「疑似的な議院内閣制」から純粋な議院内閣制への民主化の経路があり得たことは想像に難くない<sup>16</sup>。また、総統直接選挙が導入され、実践された後には、大統領制に変容する経路も想定されていた<sup>17</sup>。いずれにせよ、総統直接選挙の導入という選択が、台湾の民主化の経路と民主主義体制のあり方を大きく変えたことは間違いない。

### 第3節 半大統領制と総統候補の選定

#### 1. 政党の「大統領制化」

本節と次節では、政党の「大統領制化」論を手掛かりに、台湾の半大統領制が総統直接選挙をどう特徴づけてきたのかを考察する。

サミュエルズとシュガート（2010）は、執政制度（権力の分立）のあり方の違いが、政党の組織と行動に決定的な影響をもたらすと主張する。議院内閣制では、議会多数派である政権党の議員たちの信任を確保しておかないと、首相とその内閣の選出も、存続もままならないが、大統領制や半大統領制では、有権者の支持によって政権を発足させ、維持することができる。そうした執政制度の違いから、政権党が執政長官をコントロールできる度合いは異なってくるし、また政党内部でのリーダーの選出の基準や、政党が重点を置く選挙も変わってくるという（Samuels and Shugart 2010, pp.1-21）。

彼らによると、有権者の直接投票によって選ばれる大統領が存在する「民選大統領のいる民主主義」、すなわち大統領制と半大統領制では政党が「大統領制化」される。政党の「大統領制化」とは、政党の組織や行動がそのリーダーである大統領（大統領候補）によって強く影響を受けることを意味する。それは選挙の段階でも統治の段階でも起こり得るものだが、本稿では台湾の半大統領制が総統直接選挙に与えた影響を考察するため、選挙の段階、すなわち大統領選挙における政党の「大統領制化」に焦点を当てる。それは、政党リーダー（大統領候補）の選出や選挙戦略が、大統領選挙に勝つことを目指したものに变化する傾向となってあらわる（Samuels and Shugart 2010, pp.1-21）。

大統領制や半大統領制における政党は大統領選挙での勝利を最優先する。大統領の座を手にすることが政権の獲得を意味するため、政党にとっては（議会選挙に比べて）大統領選挙が非常に重要となる。また、議院内閣制と異なり、大統領制や半大統領制では大統領の選出にも解任にも議会は関与しないため、大統領（大統領候補）は議院内閣制の首相ほどその所属政党の議員たち

の意向や利害関心を考慮する必要はない。大統領選挙では全有権者の多数からの支持を得なければならぬため、所属政党の固定的な支持基盤の利益を追求する政策ばかりではなく、より柔軟に政策を調節することがむしろ望ましいかもしれない。結果として、大統領選挙では選挙に勝てる「有権者うけ」する候補者を擁立する傾向が、選挙戦略では「得票最大化」を目指す傾向が見られるようになる (Samuels and Shugart 2010, pp.62-93, pp.162-170)。

こうした政党の「大統領制化」という帰結は、台湾の半大統領制の下でも確認できるのだろうか。以下では、候補者選定と選挙戦略（次節で取り上げる）という2つの側面から、台湾の半大統領制が総統直接選挙にもたらした影響について考察する。

## 2. 「有権者うけ」する総統候補の擁立

政党の「大統領制化」の具体例の1つが、政党政治家としてのキャリアの乏しい人物が大統領候補として公認される傾向が生まれることである。議院内閣制における首相の場合、議会多数派から選出されるため、議員（国会議員）、そして閣僚、さらには党首といった政権党内でのキャリアの積み重ねが重要となる。一方、大統領制や半大統領制では、大統領は全国を1つの選挙区とする選挙で、有権者の直接投票によって選ばれることから、議院内閣制の首相に求められるような政党政治家としてのキャリアが乏しくても、選挙に勝てる「有権者うけ」する候補者を擁立しようとする傾向が生まれる (Samuels and Shugart 2010, pp.62-95)。

サミュエルズとシュガートは、議院内閣制における首相と大統領制・半大統領制における大統領のキャリアの比較を行っている。議院内閣制では、首相経験者のうち議員と閣僚の経験をもつ政治家が70%を占め、これらの経歴に加えて所属政党の党首を務めた者は50%に達している。それに対して、議員と閣僚をともに経験している大統領経験者は30%前後にすぎず、さらに党首も経験しているのは20%程度しかいない (Samuels and Shugart 2010, p.80)。議院内閣制では、議員と閣僚（さらに党首）の経験が首相に求められる政党政治家としてのキャリアだとしても、大統領制と半大統領制の大統領についてはそうではなく、政党の「大統領制化」という理論的予測を裏付ける結果が示されている。

それでは、台湾の総統直接選挙での候補者擁立においても、政党の「大統領制化」現象は見られるのだろうか。「有権者うけ」する総統候補を擁立する傾向が強まっていることは、中国国民党（以下、国民党）と民主進歩党（以下、民進党）という主要政党の総統候補の公認ルールから確認できる。総統直接選挙が繰り返されるなかで、政党ごとにその経緯の違いはあるにせよ、候補者を一本化できなかった場合、総統候補を決める党内予備選で世論調査の結果を重視するルールに収斂している。民進党は2004年の総統選挙から党内予備選では党员投票30%、世論調査70%の割合でそれぞれの結果を考慮することを決めたが、同様のルールが国民党でも2008年の総統選挙から導入された。その後、民進党では2012年の総統選挙から世論調査の結果だけで党内予備選が行われることになった（王 2016、145-174 頁）。2020年の総統選挙では、両党ともに公認候補が世論調査の結果で決定されたことは記憶に新しい（中國國民黨文化傳播委員會 2019、民主進歩黨 2019）<sup>18</sup>。

また個別の事例からも、「有権者うけ」する総統候補が擁立されてきた傾向が見て取れる。たとえば、民進党は、2000年の総統選挙で「4年条款」という党内ルールを事実上棚上げしてまで、台北市長として人気が高かった陳水扁を総統候補に公認した<sup>19</sup>。国民党では、2016年の総統選挙で一旦は党内ルールに則って洪秀柱を公認したが、支持率低迷を理由に公認候補を朱立倫に切り替えた。そして、2020年の総統選挙では、2018年の統一地方選挙で「韓流ブーム」を巻き起こし、絶大な人気を誇った韓国瑜を総統候補として擁立した。高雄市長に当選したばかりで行政手腕も未知数のまま、国民党が韓国瑜の擁立に動いたことも「大統領制化」の1つのあらわれと解釈することは可能であろう。

このように、台湾の半大統領制の下でも「有権者うけ」する総統候補の擁立傾向が強まっているといえ、政党の「大統領制化」という現象が確認できる。その一方で、台湾固有の特徴も指摘できる。それが「直轄市長」としての経験と実績の重要性である。次はこの点について検討する。

### 3. 直轄市長の経験と実績

直轄市長とは現在は6つある行政院直轄市の首長のことである。表1は、7回の総統直接選挙における総統候補のキャリアを示したものである。キャリアには立候補時点での主な公職および政党の党首の経験を取り上げた。選挙での当落を問わず、議院内閣制の首相にとって「典型的」ともいえるキャリア、すなわち議員と閣僚のいずれも経験した候補者が少数であることは一目瞭然である<sup>20</sup>。このことは半大統領制という台湾の執政制度の特徴から理解できるであろう。さらに顕著な特徴といえるのが、総統候補の多くが直轄市長を経験していることである<sup>21</sup>。

表1からは、政党の「大統領制化」がもたらした台湾固有の帰結として、直轄市長の経験が総統候補に求められる要件になりつつあることが見て取れる。直轄市長としての実績は「有権者うけ」する人材かどうかを判断する材料にもなっている。直轄市長の経験や実績が重視されるようになった理由は、民主化以降長期にわたり段階的に進められてきた政治・行政改革の帰結、そして中央レベルの半大統領制と地方レベルの二元代表制<sup>22</sup>との制度的類似性、という2点から理解できる。

まずは、政治・行政改革の経緯を振り返っておきたい。民主化以前、行政院直轄市である台北市と高雄市は行政区画上、台湾省と同じレベルに位置づけられていた。両市長は台湾省の首長である台湾省主席とともに官選だったが、民主化の過程で民選となり、1994年12月に台湾省長・台北市長・高雄市長選挙が行われた。1997年の第4回憲法改正で台湾省の事実上の廃止（「凍省」）が決まると、民選の台湾省長のポストはなくなった。一方、行政院直轄市は2010年に新北市、台中市と台南市が、2014年には桃園市が加わり6つに増えた<sup>23</sup>。直轄市長は2014年から総統選挙の約1年2ヵ月前に行われる統一地方選挙で選出されている。

表1 総統候補のキャリア

選挙年	総統候補	推薦政党	経歴
1996	李登輝	国民党	行政院政務委員、台北市長 (官選)、台湾省主席 (官選)、副総統、党首、総統 (国民大会による選出)
	彭明敏	民進党	
	林洋港	無所属	南投県長、台北市長 (官選)、台湾省主席 (官選)、内政部長、司法院長
	陳履安	無所属	行政院政務委員兼国家科学委員会主任委員、経済部長、国防部長、監察院長
2000	陳水扁	民進党	台北市議会議員、立法委員、 <u>台北市長</u>
	連戦	国民党	交通部長、行政院副院長、外交部長、台湾省主席 (官選)、行政院長、副総統
	宋楚瑜	無所属	新聞局長、台湾省主席 (官選)、台湾省長
	許信良	無所属	台湾省議会議員、桃園県長
	李敖	新党	
2004	陳水扁	民進党	台北市議会議員、立法委員、 <u>台北市長</u> 、総統
	連戦	国民党	交通部長、行政院副院長、外交部長、台湾省主席 (官選)、行政院長、副総統、党首
2008	馬英九	国民党	行政院研究發展考核委員会主任委員、国民大会代表、法務部長、 <u>台北市長</u> 、党首
	謝長廷	民進党	台北市議会議員、立法委員、 <u>高雄市長</u> 、党首、行政院長
2012	馬英九	国民党	行政院研究發展考核委員会主任委員、国民大会代表、法務部長、 <u>台北市長</u> 、党首、総統
	蔡英文	民進党	行政院大陸委員会主任委員、立法委員、行政院副院長、党首
	宋楚瑜	無所属	新聞局長、台湾省主席 (官選)、台湾省長、党首
2016	蔡英文	民進党	行政院大陸委員会主任委員、立法委員、行政院副院長、党首
	朱立倫	国民党	立法委員、桃園県長、行政院副院長、 <u>新北市長</u> 、党首
	宋楚瑜	親民党	新聞局長、台湾省主席 (官選)、台湾省長、党首
2020	蔡英文	民進党	行政院大陸委員会主任委員、立法委員、行政院副院長、党首、総統
	韓国瑜	国民党	台北県議会議員、立法委員、中和市副市長、 <u>高雄市長</u>
	宋楚瑜	親民党	新聞局長、台湾省主席 (官選)、台湾省長、党首

(注) 経歴欄には立候補時までの中央・地方レベルの政府・議会での主な公職経験を取り上げた。中央政府 (行政院) での公職は閣僚級のものに限定した。民選の直轄市長の職は太字で記し、さらに下線を付した。また、総統候補欄では当選者を太字で記した。

(出所) 筆者作成。

こうした政治・行政改革の帰結として、直轄市長は総統に次ぐ権威と民主的正統性をもつ地方首長となった。総統を目指す政治家にとって、直轄市長の経験と実績は所属政党内で影響力を高め、総統候補の公認を得るための大きな政治資源となった。中央レベルの首相や閣僚は、その権威においては地方首長である直轄市長を上回るものの、民主的正統性では「選挙の洗礼」を受けておらず直轄市長には及ばない。立法委員も同様の権威をもつが、直轄市全体を選挙区とする直轄市長に対し、個々の立法委員は県・市の一部分である選挙区から選出されるにすぎない。そして、同じ地方首長でも、直轄市長は他の県長・市長と比べて「格上」の存在である。有権者の数 (人口) や豊かな財政基盤など運用可能な資源の多さに加え、直轄市長は閣議にあたる行政院院会への列席が許され、国政との接点を手にすることができる (行政院 2018)。直轄市長として行

政手腕を発揮し、その実績を評価された人物にはメディアから注目が集まり、世論調査に示される高い支持率は「有権者うけ」の可視化された判断材料となっている<sup>24</sup>。

しかし、「有権者うけ」する地方首長がいたとしても執政制度が議院内閣制ならば、すぐさま国政に打って出て首相の座を狙うのは極めて困難である。台湾で、人気を博した直轄市長が次のステップとして総統選挙に出馬するのを可能にしている条件が、中央レベルでの半大統領制という執政制度である。総統が直轄市長と同様に、議会選挙とは別の選挙で選ばれる点において、中央レベルの半大統領制と地方レベルでの二元代表制との間には制度的な類似性がある。総統選挙と直轄市長選挙は選挙制度も一致しており、直接公選制による相対多数制で当選者が決まる。直轄市長選挙を勝ち抜いた政治家は次のステップとして総統選挙を展望しやすく、有権者にも実績ある直轄市長を「次の総統候補」としてイメージしやすくしている側面がある。

台湾では、直轄市長の任期を終えた実績ある政治家が、直近の総統選挙への立候補を目指す例が少なくない。直轄市長に当選したばかりの高い人気を誇る人物が、すぐさま総統選挙に出馬する現象すら見られた。いずれの現象も台湾の政治制度の組み合わせがなせる業なのである。日本では通常はあり得ないことである<sup>25</sup>。

#### 第4節 半大統領制と総統選挙の選挙戦略

##### 1. 「得票最大化」戦略

政党の大統領制化のもう1つの具体例が、大統領選挙における選挙戦略が「得票最大化」戦略となる傾向である。議院内閣制の場合、政権が議会から構成され、また連立政権を形成することも可能であるため、政党には少数政党のままでも存在できる余地が残されている。そのため、大統領制や半大統領制の場合に比べて、政党にとって得票の最大化を図る誘因が大きくはない<sup>26</sup>。他方、大統領制や半大統領制では、大統領を輩出した政党が基本的に閣僚ポストを独占するため、少数政党でいることのデメリットが議院内閣制の場合よりもはるかに大きくなる。大統領選挙は全国単一選挙区の小選挙区制で行われるから、政権の獲得を目指す政党は大統領選挙で勝つために、有権者からの「得票最大化」を図る戦略をとる傾向が生まれる（Samuels and Shugart 2010）。

要するに、政権獲得を目指す政党は、結党の理念や固定的な支持基盤の利益を追求する政策にこだわるばかりではなく、大統領選挙ではその政策を柔軟に調節するということである。それでは、「得票最大化」を図る政党はどのように政策を調節すると考えられるのだろうか。ここで手掛かりとなるのがダウنزの中位投票者モデルである（Downs 1957）。ダウنزは、政府による社会経済的介入の是非をめぐる事例をもとに、政党間競争のあり方と有権者の分布の違いが、政党の政策位置にどのように影響するのかを分析した。中位投票者モデルとは、有権者は自分の政策選好位置に最も近いところに政策位置をとる政党に投票するものと仮定すると、二大政党制の下では、ある一定の条件を前提とした場合に、2つの主要政党の政策位置が、有権者の政策選好の分布において中位に位置する投票者（中位投票者）の政策選好位置に収斂していく、というものである。

ここで前提とされている条件とは、第1に、政党が競合する政策争点が、政府の介入を進めようとする「左」の政策位置と、政府の介入を排除しようとする「右」の政策位置を両極とする一次元で特徴づけられていること、すなわち政策の対立軸が1つだけ存在しているということである。第2に、有権者の政策選好が単峰型（逆U字型）に分布していること、つまりは左右軸上の中位の政策位置を最も望ましいと考える有権者が多数を占めているということである。こうした前提の下では、2つの政党はその政策位置を中位投票者の政策選好位置に変更すると理論上予測される。なぜなら、この位置では両党とも得票を最大化できるからである。ちなみに、有権者の政策選好の分布が左右両極に偏っている双峰型（M字型）の場合には、政党はいずれかの両端に近い立場をとることが合理的となり、両党の政策が収斂することはないと予測されている（Downs 1957, pp.114-141）。

したがって、大統領制もしくは半大統領制の下では、大統領選挙に勝利するために政党が「得票最大化」戦略をとる傾向が生まれる。そして、大統領選挙が二大政党によって一次元の政策争点で争われ、有権者の多数が「中道寄り」の政策を支持している場合には、「得票最大化」戦略をとる政党は「中道寄り」の政策を掲げるようになると考えられる。「台湾総統選挙の四半世紀」の経験的事実は、こうした理論的予測の一定の妥当性を検証するものとなっている。

## 2. 「ナショナリズム政党制」と「台湾アイデンティティ」

民主化以降の台湾の政党政治では、台湾ナショナリズムと中国（中華民国）ナショナリズムを左右両極とする対立軸が形成され、ナショナル・アイデンティティの違いという社会的亀裂によって政党政治が展開してきた。若林（2008）は、こうした政党システムを「ナショナリズム政党制」と特徴づけている（若林 2008、267-302頁）。その中核的な政党が、党の綱領に「台湾独立」を掲げ、台湾ナショナリズムを代表する民進党と、中国との「終極統一」も「一つの中国」も否定しない、中国ナショナリズムを代表する国民党である。

「台湾総統選挙の四半世紀」には、政党間の競合のあり方において、民進党と国民党を主要政党とする二大政党制が定着してきた。民主化直後は多党化の様相を示したが、総統直接選挙の存在が各政党の協力、さらには統合を促すことになった。2004年の総統選挙前には国民党、民進党をそれぞれ中核とする2つの政党ブロック（藍緑二大陣営）が形成された。その後、2008年の立法委員選挙から小選挙区比例代表並立制が導入されると、政党システムは両党を主要政党とする二大政党制へと大きく姿を変えた（松本 2011、林 2017）。

過去7回の総統選挙の詳細な実証研究である小笠原（2019、2020）をもとに、台湾総統選挙における政党間競合のあり方と有権者の選好分布について整理してみると、次のようになる。すなわち、二大政党とその総統候補の対決となる総統選挙は、「台湾のあり方」という一次元の政策争点をめぐって争われ、そこには「台湾アイデンティティ」という政策選好をもった中位投票者が存在している。

総統選挙では、台湾内外の要素と関連したさまざまな争点が絡み合うが、その行方を決定づける最も重要な政策争点が「台湾のあり方」である。それは、台湾の将来を独立の方向で考える台

湾ナショナリズムという「左」の政策位置と、統一の方向で考える中国（中華民国）ナショナリズムという「右」の政策位置を両極とする一次元で特徴づけられ、左右軸上の中にはゆるやかな「台湾アイデンティティ」という政策位置がある。「台湾アイデンティティ」とは、民主化・台湾化した中華民国の枠組みで、統一も独立もしない「現状維持」という立場である。そして、有権者の政策選好は単峰型に分布しており、「自己認識は台湾人、台湾の前途については現状維持」という「台湾アイデンティティ」が台湾の民意の主流となっている（小笠原 2019、43-45 頁、313-320 頁）<sup>27</sup>。

総統選挙が繰り返されるなかで、二大政党とその総統候補は「得票最大化」戦略をとる傾向を強め、「台湾アイデンティティ」にその政策位置を変更してきた。たとえば、2000 年の総統選挙で、陳水扁を擁立した民進党が「台湾はすでに独立しており、その国名は中華民国という」との決議文（「台湾前途決議文」）を採択して、台湾独立を掲げた党綱領（「台独綱領」）を棚上げしたことは、その顕著な事例といえるだろう。2008 年の総統選挙で、国民党の公認候補となった馬英九が「統一しない・独立しない」と「現状維持」を訴え、「台湾化」路線を打ち出し「台湾アイデンティティ」に歩み寄ったことも、同様の事例といえる。

小笠原（2020）は、総統選挙では二大政党ともその政策位置をゆるやかな「台湾アイデンティティ」に合わせていかなければ多数派を形成できないと指摘し、「台湾アイデンティティ」の票を多く獲得した総統候補が勝利するのが「台湾総統選挙の法則」であると述べている（小笠原 2020、40 頁）。総統選挙の勝利者は、まさにダウنزの理論的予測に台致する事例といえるだろう。2004 年の総統選挙での陳水扁と連戦、2012 年の総統選挙での馬英九と蔡英文が、いずれも「台湾アイデンティティ」の支持層を奪い合う選挙戦となったのは、ダウنزが予測したように、政党（候補者）の政策位置が中位投票者の政策選好位置に収斂していった事例と捉えることが可能である。他方で、政党や総統候補がダウنزの予測のとおりに行動せず、「台湾アイデンティティ」から離れていった事例も存在している<sup>28</sup>。2008 年の総統選挙で「正常国家決議文」を採択した民進党、2016 年の総統選挙で「一中同表」を主張した国民党の洪秀柱はそうした事例と見なすことができる。

したがって、台湾総統選挙の経験的事実からは、二大政党やその候補者は「得票最大化」戦略をとる傾向にあることが確認でき、ダウنزの理論的予測が一定程度の妥当性をもつことが検証されたといえるだろう。ここで、ダウنزの議論が社会経済的な政策争点を前提としていたことを改めて確認しておきたい。なぜなら、台湾総統選挙では「台湾のあり方」という政策争点が争われ、「台湾アイデンティティ」という中位投票者が存在しているからである。こうした状況はダウنزのモデルの前提とは大きく異なっている。ナショナル・アイデンティティとかかわる政策争点では、むしろ有権者の政策選好は双峰型に分布しているのが一般的かもしれない。台湾総統選挙において、二大政党やその候補者が「得票最大化」戦略をとる傾向が見られることは、政党の「大統領制化」という執政制度に由来するより一般的な現象として説明できる。しかし、その「得票最大化」戦略が「台湾のあり方」を政策争点に「台湾ナショナリズム」をめぐる争いとなって現れるのは台湾固有の特徴といえるのである。

## おわりに

本稿では、選挙制度としての総統直接選挙に焦点を当て、執政制度との関係から「台湾総統選挙の四半世紀」を振り返った。比較政治学の知見を手掛かりに、総統直接選挙（直接公選制）導入の意味、そして現行の半大統領制という執政制度が総統直接選挙にもたらした帰結について考察した。

執政制度の変容という角度からは、台湾における総統直接選挙の導入が執政制度の性格を大きく変えたことが示された。憲法に規定された「疑似的な議院内閣制」は「民選大統領のいる民主主義」へと移行し、最終的には半大統領制に帰着した。そして、台湾型の半大統領制がこれまでの総統選挙を特徴づけてきたことは、政党の「大統領制化」という現象、具体的には「有権者うけ」する総統候補の選定、そして「得票最大化」という選挙戦略という点から確認できた。同時に、そこには台湾固有の事情を反映した特徴も見いだすことができた。直轄市長の経験と実績は「有権者うけ」する総統候補の必須条件となりつつある。二大政党の総統候補の「得票最大化」戦略は「台湾アイデンティティ」を争う競合となってあらわれている。

「台湾総統選挙の四半世紀」は、比較政治学の理論的予測に沿ったかたちで推移し、政党の「大統領制化」現象の定着をもたらしたといえるだろう。それでは、台湾総統選挙はこれからもそうあり続けるのだろうか。台湾の執政制度、とりわけ総統直接選挙が続くかぎり、制度的要因に規定される候補者選出と「得票最大化」を目指す選挙戦略という2つの傾向は変わらないものと予想される。しかし、総統候補の「得票最大化」戦略が「台湾アイデンティティ」の争奪戦として顕在化するか否かは、少なくとも理論上は保証されていない。理論的予測を支える前提が崩れたなら、総統選挙の様相が変わる可能性はゼロではない。

経験的事実として、そうした前提を揺るがしかねない「兆し」がないわけではない。政党の側でも、有権者の側にも、それは見られる。相対的に大政党に有利で、二大政党制をもたらした選挙制度の下で、2020年の立法委員選挙ではいわゆる「第三勢力」を標榜する政党勢力がわずかながらも拡大した（小笠原2020、松本2020）。それは、藍緑二大陣営の対立構造を嫌う有権者が増えつつあることを示している。また、政策争点のあり方が変わることも、あるいは有権者の政策選好の分布が双峰型となる可能性も否定できない。

しかし、その四半世紀の経験が示すとおり、台湾総統選挙の主要な争点は台湾の民主政治だけでなく、中国との関係を含めた台湾を取り巻く国際環境にも強く規定されてきた。そうした構造的な規定要因ないし制約要因が大きく変わらないうちは、総統選挙における政党競合のあり方や有権者の政策選好の分布において、にわかに変容を見通すのは容易ではなさそうである。台湾の民主政治における前述の「兆し」は、果たして総統選挙の様相が一変することにつながるのだろうか。台湾総統選挙のこれからを注意深く観察していく必要がある。

## 注

- 1 本稿では、総統直接選挙と総統選挙という表現を併用する。総統直接選挙という表現は、後述するようにそれを直接公選制という選挙制度として捉える場合、もしくは直接公選制の下で行われる総統選挙という意味合いを強調する場合に用いることにする。
- 2 「中華民国憲法」は1947年1月1日に公布、同年12月25日に施行された。台湾の現行憲法は、中華民国憲法の本文に追加条文（「中華民国憲法増修条文」）を付加したものである。
- 3 presidentialization という用語には「大統領制化」（岩崎 2015）もしくは「大統領化」（粕谷 2014）という和訳が当てられているが、本稿では「大統領制化」という表現を用いる。
- 4 「憲政改革」の内容を簡潔に整理したものに松田（2012）がある。
- 5 中村（2017）は、中華民国憲法を中国憲法史上、最も民主主義的で立憲主義的な憲法であると評価している（中村 2017、197 頁）。中華民国憲法と台湾との関係をコンパクトに概観したものに吉見（2020）がある。
- 6 毎回の憲法改正の内容については松田（2012、50 頁）を参照のこと。
- 7 建林・曾我・待鳥（2008）は、これを「最小限の合意可能な定義」と説明している（建林・曾我・待鳥 2008、104 頁）。
- 8 弾劾裁判で有罪になった場合を除くと、大統領は任期の途中で罷免されることはない。なお、大統領に対して当選回数制限が設けられている場合もある。
- 9 大統領と首相が併存すれば半大統領制というわけではない。たとえば、ドイツには大統領（連邦大統領）と首相（連邦首相）がいるが、大統領は連邦会議（連邦議会と 16 の州議会選出の代表で構成）によって間接的に選ばれるため、ドイツの執政制度は議院内閣制に分類される。また、韓国にも大統領と首相（國務総理）が存在するが、首相は議会に責任を負わないため、韓国の執政制度は大統領制と捉えられている。
- 10 半大統領制には議院内閣制や大統領制以上に多様で複雑なバリエーションがあると理解されており、首相を（議会の同意なしに）一方的に解任できる大統領の権限の有無を基準として、「大統領・議院内閣制型」（president-parliamentary）と「首相・大統領制型」（premier-presidential）という 2 つの下位類型が示されている（Shugart 2005）。
- 11 国民大会は、2005 年 6 月の第 7 回憲法改正で廃止された。なお、国民大会の位置づけについては、1957 年 4 月に司法院大法官会議による「国民大会、立法院と監察院はあわせて民主国家の国会に相当する」との憲法解釈が行われている（司法院大法官 1957）。
- 12 中華民国憲法の本文では総統の任期は 6 年と定められている（第 47 条）。1992 年 5 月の第 2 回憲法改正で総統・副総統の任期は 4 年に変更され、その規定は 1996 年 3 月の総統直接選挙で選出され、同年 5 月に就任した第 9 代総統から適用されている。
- 13 薛（2016）は、中華民国憲法の制度設計の原理からすれば、総統直接選挙が存在するのが理想的な状態であり、権力の正統性の起源と総統の権限との関係がより合理的なものになると指摘している（薛 2016、13 頁）。
- 14 一般に軍事・外交・兩岸関係は総統の職権の範囲と理解されている。
- 15 薛 [吉見訳]（2010）と薛（2016）は、中華民国憲法定史の視点から、中華民国憲法と 1946 年の政治協商会議で決定された 12 項目の「憲草修改原則」（「五五憲法草案」修正の基本原則）との密接な関係を指摘しているが（薛 [吉見訳] 2010、46-53 頁、薛 2016、7-13 頁）、その「憲草修改原則」で構想された制度設計を半大統領制と評価する見解もある（金子 2019、187-188 頁）。実のところ、段階的な憲法改正後に現れた台湾の現行の半大統領制は「憲草修改原則」の構想に酷似した制度設計となっている。
- 16 実際、1990 年 6 月の国会会議から総統直接選挙の導入が決まった 1994 年 7 月の第 3 回憲法改正まで、学者を中心に本稿でいう議院内閣制を主張する声は存在したが、少数派であった。中国国民党（以下、国民党）内の「非主流派」や台湾大学教授の胡佛らが主張した「憲法回帰」は、本稿では中華民国憲法が定めた「疑似的な議院内閣制」を望ましいとする立場である。民主進歩党（以下、民進党）内でも新潮流派が議院内閣制の採用を主張していたが、国会会議後に「総統直選選挙、大統領制、三権分立」という方針で一本化された（李 1992、李編著 1994、李編著 1997、李編著 1998）。
- 17 1996 年 12 月の国家発展会議では半大統領制の採用が合意事項の 1 つだったが、同会議後民進党内では半大統領制で合意した主流派（美麗島派・新潮流派）に反対して、非主流派（福利国・正義連線など）が大統領制の採用を主張した。最終的に 1997 年 7 月の第 4 回憲法改正では、民進党からは半大統領制、大統領制のそれぞれを主張する 2 つの憲法改正案が提出された（李編著 2001）。
- 18 王（2016）は、台湾のように政党が公認候補を決定する正式な手続きに世論調査を取り入れ、それを重視している事例は、欧米の民主主義国家では珍しいと指摘している。また、台湾の政党が世論調査を活用するのは、「幽霊党员」の出現や票の買収など悪しき選挙文化へのやむなき対応であるとの見方を示している（王 2016、

160頁)。

- 19 当時の民進党の公認ルール(「公職候選人提名條例」第7条2項)では、直轄市長や国民大会代表、立法委員などの公職選挙に立候補した党員が4年以内に総統選挙に立候補することは禁止されていた(「4年条款」)。1998年の台北市長選挙に出馬した陳水扁には2000年の総統選挙に立候補する資格がなかったことから、民進党は「4年条款」を変更しないとの前提の下で、別途特別ルール(「民主進歩黨二千年總統副總統候選人提名條例」)を定めて陳水扁の立候補を可能にした(王2016、172頁)。
- 20 馬英九、謝長廷、蔡英文、朱立倫の4名がこれに該当するが、蔡英文を除く3名はいずれも直轄市長を経験している。一方、党首経験者が目立つのには2つの理由が考えられる。第1に、国民党では党首であることが事実上総統候補の要件であったこと、第2に、民進党、国民党ともに総統がその任中は所属政党の党首を自動的に兼任するという党内ルールを導入(民進党は2002年、国民党は2013年に導入)したことによる。
- 21 蔡英文は2010年の新北市長選挙に出馬し、朱立倫に惜敗した経験がある。二大政党では総統候補を決める党内予備選に出馬した有力候補のうち、多くが直轄市長経験者である。
- 22 二元代表制については曾我・待鳥(2007)を参照のこと。
- 23 行政院直轄市には1967年に台北市、1979年に高雄市が昇格した後、2010年には旧台北県から昇格した新北市、旧台中県と旧台中市が合併して誕生した台中市、旧台南県と旧台南市が合併して誕生した台南市が加わり、高雄市はさらに高雄県と合併した。2014年には桃園市が昇格した。
- 24 たとえば、TVBS民意中心(<https://www.tvbs.com.tw/poll-center>)では、直轄市長を含む地方首長の実績に対する世論調査が定期的実施されている。
- 25 日本の場合、地方レベルでは台湾と同じく二元代表制が採用されていても、中央レベルの執政制度が議院内閣制であり、選挙制度が地方首長(知事・市長)と執政長官(首相)との間で異なるためである。日本では国民の間で人気の高い地方首長(知事・市長)が中央政界への進出を図ったとしても、国会で自らを支持する多数派を形成できないかぎり首相への道は開けない。
- 26 政党がたとえ得票を犠牲にしても政策的立場を変えずに、結党の理念やイデオロギーにもとづく政策を追求する「政策追求」(policy-seeking)戦略をとることも考えられる(Strøm, 1990)。
- 27 小笠原(2019、2020)によると、7回の総統選挙をとおして3つの政策位置に変化はないが、有権者の選好分布は変化してきた。最も分厚い層を形成しているのが「台湾アイデンティティ」である。台湾ナショナリズムは徐々に拡大し、中国ナショナリズムは次第に減少しているが、いずれもそれぞれ政策選好をもった有権者の支持を得るだけでは過半数の得票には届かない(小笠原2019、318-320頁、小笠原2020、38-41頁)。
- 28 政党を単一のアクターと見なしたダウンズのモデルに対しては、理論的にもその限界が指摘されており、政党組織のあり方の違いから政党や候補者の行動の違いを説明する議論(Kitschelt 1989)もある。小笠原(2019、2020)に代表される実証研究と比較政治学の理論研究との対話をとおして、「台湾総統選挙の四半世紀」の考察と理解がさらに深まる可能性が存在しているといえるだろう。

## 参考文献

### <日本語文献>

- 岩崎正洋(2015)『比較政治学入門』勁草書房。
- 小笠原欣幸(2019)『台湾総統選挙』晃洋書房。
- 小笠原欣幸(2020)「総統選挙と立法委員選挙——投票結果の分析」佐藤幸人ほか『蔡英文再選——2020年台湾総統選挙と第2期蔡政権の課題』アジア経済研究所、11-47頁。
- 粕谷祐子(2014)『比較政治学』ミネルヴァ書房。
- 金子肇(2019)『近代中国の国会と憲政——議会専制の系譜』有志舎。
- 薛化元[吉見崇訳](2010)「憲法の制定から憲法の施行へ——「政協憲草」とリベラリストの憲政主張(1946～1972)」石塚迅・中村元哉・山本真『憲政と近現代中国——国家、社会、個人』現代人文社、43-70頁。
- 曾我謙悟・待鳥聡史(2007)『日本の地方政治——二元代表制政府の政策選択』名古屋大学出版会。
- 建林正彦・曾我謙悟・待鳥聡史(2008)『比較政治制度論』有斐閣。
- 中村元哉(2017)『対立と共存の日中関係史——共和国としての中国』講談社。
- 松田康博(2012)「台湾における憲政の展開過程概論——独裁か民主か? 中華民国か台湾か?」『現代中国研究』第31号、42-55頁。
- 松本充豊(2006)「民主化と政治制度の選択——逸脱事例としての台湾」『現代台湾研究』第30・31合併号、138-154頁。
- 松本充豊(2010)「台湾の半大統領制——総統の『強さ』と政党リーダーシップ」粕谷祐子編著『アジアにおける大統領の比較政治学——憲法構造と政党政治からのアプローチ』ミネルヴァ書房、83-111頁。

- 松本充豊（2011）「台湾の政党システム」岩崎正洋編著『政党システムの理論と実際』おうふう、283-311頁。
- 松本充豊（2013）「総統をめぐる理想と現実——台湾に現存する民主主義と市民」大賀哲編『北東アジアの市民社会—投企と紐帯』国際書院、49-81頁。
- 松本充豊（2020）「台湾にみる選挙制度とその帰結」『交流』第948号、1-13頁。
- 吉見崇（2020）「中華民国憲法」若林正文・家永真幸編『台湾研究入門』東京大学出版会、139-148頁。
- 林成蔚（2017）「[台湾] ナショナリズム政党と保守——台湾政党システムの試論」阪野智一・近藤正基編『刷新する保守——保守政党の国際比較』弘文堂、93-140頁。
- 若林正文（1992）『台湾——分裂国家と民主化』東京大学出版会。
- 若林正文（2008）『台湾の政治——中華民国台湾化の戦後史』東京大学出版会。

#### <英語文献>

- Chu, Yun-han (1992), *Crafting Democracy in Taiwan*, Taipei: Institute for National Policy Research.
- Downs, Anthony (1957), *An Economic Theory of Democracy*, New York: Harper Collins [古田精司監訳『民主主義の経済理論』成文堂、1980年] .
- Huntington, Samuel P. (1991), *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*, Oklahoma: University of Oklahoma Press [坪郷實・中道寿一・藪野祐三訳『第三の波——20世紀後半の民主化』三嶺書房、1995年] .
- Kitschelt, Herbert (1989), *The Logics of Party Formation: Ecological Politics in Belgium and West Germany*, Ithaca: Cornell University Press.
- Lin, Chia-lung (1998), "Paths to Democracy: Taiwan in Comparative Perspective," Ph. D. diss, Yale University.
- Samuels, David J. and Matthew S. Shugart (2010), *Presidents, Parties, and Prime Ministers: How the Separation of Powers Affects Party Organization and Behavior*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Shugart, Matthew S. (2005), "Semi-Presidential System: Dual Executive and Mixed Authority Patterns," *French Politics*, vol. 3, no. 3, pp 323-352.
- Strøm, Kaare (1990), "A Behavioral Theory of Competitive Political Parties," *American Journal of Political Science*, vol. 34, no. 2, pp. 565-598.

#### <中国語文献（漢字音読みの五十音順）>

- 王業立（2016）『比較選挙制度 第七版』台北、五南圖書出版。
- 行政院（2018）「行政院内部運作情形」行政院全球資訊網 (<https://www.ey.gov.tw/Page/53AE96C4D8CF9362>) 2021年3月5日アクセス。
- 吳玉山（2018）「總統直選與半總統制憲政運作」李登輝ほか『總統直選與台灣民主』台北、致知學術出版社、255-279頁。
- 司法院大法官（1957）「大法官釋字第76號解釋」(<https://cons.judicial.gov.tw/jcc/zh-tw/jep03/show?expno=76>) 2021年3月5日アクセス。
- 沈有忠・吳玉山主編（2012）『權力在哪裡？——從多個角度看半總統制』台北、五南圖書出版。
- 沈有忠・吳玉山主編（2017）『半總統制之下權力三角——總統・國會・內閣』台北、五南圖書出版。
- 薛化元（2016）「總統直選的歷史回顧」戴寶村主編『總統直選20週年學術研討會論文集』台北、吳三連台灣史料基金會、6-26頁。
- 戴寶村主編（2016）『總統直選20週年學術研討會論文集』台北、吳三連台灣史料基金會。
- 中國國民黨文化傳播委員會（2019）「中國國民黨第15任總統副總統選舉總統候選人提名特別辦法」中國國民黨全球資訊網 (<http://www.kmt.org.tw/2019/06/15.html>) 2021年3月5日アクセス。
- 陳宏銘（2019）『半總統制在台灣——總統權力新視角』台北、五南圖書出版。
- 陳陸輝・游清鑫・黃紀（2009）『2008年總統選舉——論二次政黨輪替之關鍵選舉』台北、五南圖書出版。
- 陳陸輝主編（2013）『2012年總統與立法委員選舉——變遷與延續』台北、五南圖書出版。
- 陳陸輝主編（2018）『2016台灣大選——新民意與新挑戰』台北、五南圖書出版。
- 民主進步黨（2019）「第15任總統提名初選公告」民主進步黨 (<https://www.dpp.org.tw/news/contents/8420>) 2021年3月5日アクセス。
- 李登輝ほか（2018）『總統直選與台灣民主』台北、致知學術出版社。
- 李炳南（1992）『憲政改革與國是會議』台北、永然文化出版。
- 李炳南編著（1994）『憲政改革與國民大會——民國八十二年三月至五月』台北、月旦出版社。
- 李炳南編著（1997）『第一階段憲政改革之研究』台北、楊智文化事業。
- 李炳南編著（1998）『不確定的憲改——第三階段憲政改革之研究』台北、楊智文化事業。

---

李炳南編著 (2001) 『九七修憲記實』 台北、世新大學出版中心。